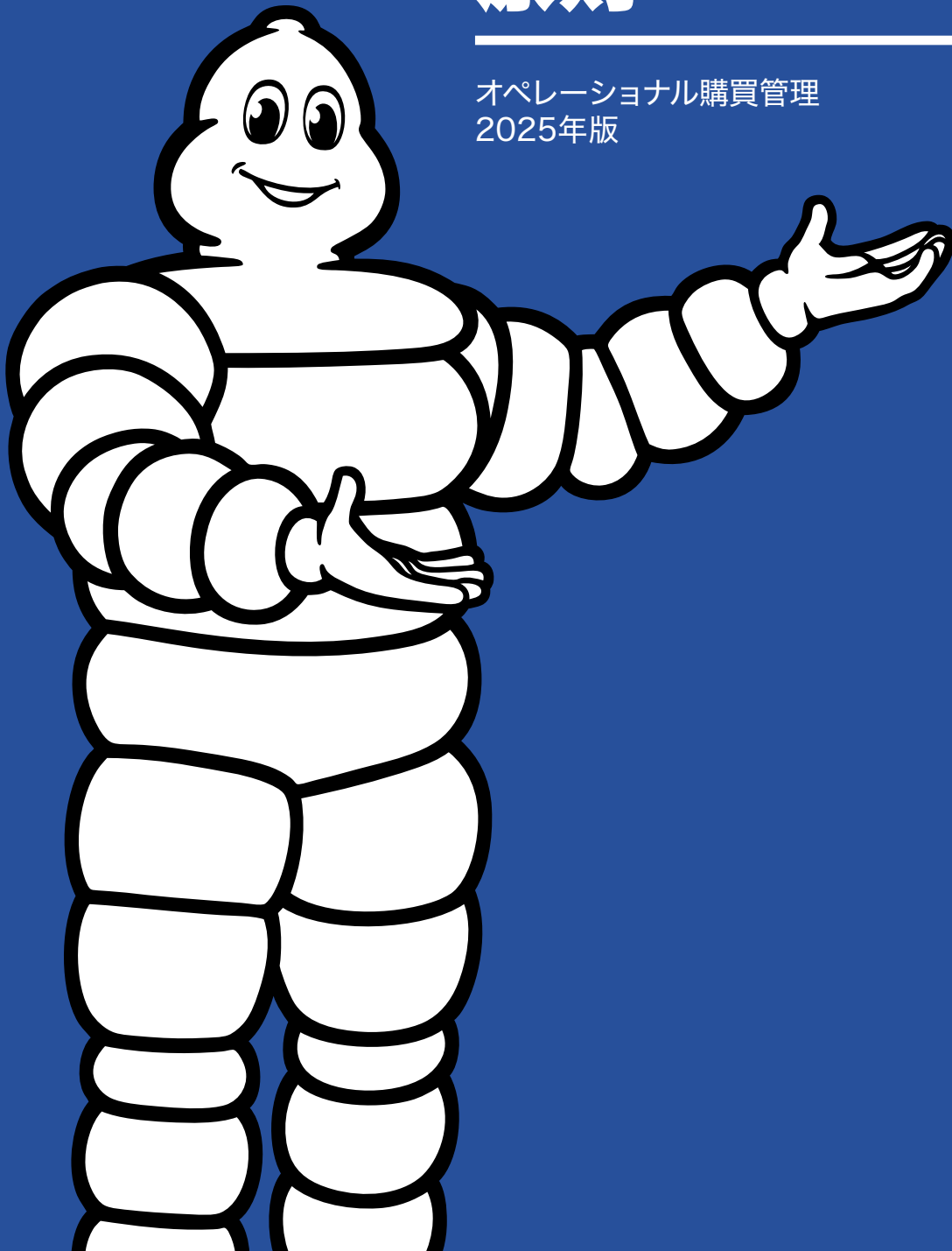


ミシュラン購入の 原則

オペレーショナル購買管理
2025年版



ミシュラン購入の原則

目次

イントロダクション

1

範囲、定義、適用基本原則

1.1 範囲

1.2 要求・期待されること:定義と適用

3

事業倫理

3.1 誠実

3.2 競争と公正な行動

3.3 輸出入制限

3.4 汚職と斡旋収賄

3.5 利益相反

3.6 不正と財務倫理

3.7 贈答品と接待

3.8 守秘義務

3.9 知的財産(IP)の保護

3.10 個人データ

3.11 サプライヤーの従業員

3.12 行動規範

3.13 倫理ホットライン

2

基本原則

2.1 法規制および国際的基本原則の遵守

2.2 人の尊重

2.2.1 人権 (就労環境を含む)

2.2.2 個人の健康と安全

2.2.3 コミュニティー

2.3 Le Respect de l'Environnement

4

協働

4.1 サプライヤー選定の前に

4.2 品質と安全

4.2.1 品質ポリシー

4.2.2 情報セキュリティ

4.3 持続可能な形で共に前進する

4.3.1 サプライヤーのCSR評価

4.3.2 サプライヤーとの関係の管理

4.4 調停

天然ゴムに対する基本原則の適用



フロラン・メネゴー
- 最高経営責任者



イヴ・シャボー
- 総支配人最高財務責任者

持続可能な未来の 向けてのミシュラ ングループの信念

ミシュラングループは、その創設以来常に、基本的な権利として、また人間の進化の源として、動く自由を支持してきました。

グループは、事業活動における環境への影響や地球が直面している危機を高く意識しながら、持続可能な発展を先導する役割を担うことを目指しています。

ミシュランは、自社の歴史、価値観、専門知識を利用し、強力な信念を改めて表明することで、行動します。

- グループは、ビジネスパフォーマンス、人材育成、環境スチュワードシップを調和させながら、バランスの取れた事業活動の成長を通じて、世界の未来形成を支援できるよう目指します。
- ミシュランは、技術の進歩が環境課題の解決策の一つであると信じています。
- ミシュランは、社会において、今日の課題に対し協働的に対応するための役割を担わなければならないと考えています。
- ミシュランは、人は持続可能な未来を築くことができることを固く信じています。



範囲、定義、適用基本原則

1.1 範囲

1.2 要求・期待されること：定義と適用

1 – 範囲、定義、適用基本原則

1.1 – 範囲

ミシュラン購買基本原則は、サプライヤーと、製品またはサービスを購入するミシュラングループの会社（以下、本文書では「購買者」という）において締結されるすべての契約に組み込まれるものです。

1.2 – 要求・期待されること：定義と適用

ミシュランの購買基本原則には異なる2つのレベルがある：必須事項と期待されること

必須事項:

基本原則は、サプライヤーが遵守しなければならないものであり、サプライヤーは、同一か類似の基本原則がサプライチェーン全体に適用されていることを保証する必要があります。

購買者の要求に応じて、サプライヤーは、透明性のある方法で、達成しているコンプライアンスレベルを報告する必要があります。要求された場合、このようなコンプライアンスを示す、認定などの文書を提示する必要があります。必須の原則のすべてまたは一部を遵守できない場合、契約違反とみなされるものとし、購買者は、サプライヤーとの取引関係のすべてまたは一部の終了など、あらゆる権利を行使し、これに関連した救済措置を講じる場合があります。

期待されること:

は、ミシュランによって推奨され、期待されることです。これは、ミシュランのビジョンを透明性のある方法で示し、すべてのサプライヤーが継続的な改善プロセスを通じてミシュランの期待に沿って改善できるようにするものです。サプライヤーの期待されることへの準拠の評価では、サプライヤーの規模、基本原則の実施に伴う複雑さのレベル、およびこの基本原則への潜在的または実際の違反によって引き起こされるリスクのレベルを考慮に入れるものとしします。

ミシュラングループは、次の基本原則を遵守することを最重視している。

- 購買者とその製品、サービス、業務の全部や一部に適用される法令。
- あらゆる面で人を尊重すること。
- 環境を守ること。

各サプライヤーは、その責任の範囲内で、購買者がこれらの基本原則を遵守することに確実に守れるよう、貢献することが期待される。

基本原則

2.1 法規制および国際的基本原則の遵守

2.2 人の尊重

2.2.1 人権(就労環境を含む)

2.2.2 個人の健康と安全

2.2.3 コミュニティー

2.3 環境保全

2 - 基本原則

2.1 - 法規制および国際的基本原則の遵守

主要な国際的基本原則へのミシュランのコミットメント

ミシュランは2010年から国連グローバル・コンパクトのメンバーとして、ミシュランのすべての活動と事業を展開するすべての国で人権を十分に尊重し、推進することをコミットしています。

さらに、世界人権宣言、国際労働機関(ILO)の基本条約、経済協力開発機構(OECD)の「人権、環境保全、腐敗防止に関する多国籍企業のためのガイドライン」、国連の「ビジネスと人権に関するガイドライン」などの国際的な条文を遵守しています。

従業員、パートナー、地域社会に対して責任と倫理を持って行動するというミシュラングループのコミットメントは、すべての人に理解され、尊重されなければなりません。

必須事項:

サプライヤーは、事業活動を行う国、ならびに自社製品および/またはサービスが輸入、提供、流通、および/または使用されると合理的に予想されるすべての国において施行されている法規制に遵守し、自社製品および/またはサービスもまたこうした法規制(以下、「法規制」という)に遵守していることを保証するものとする。

特定のケースに必須事項:

当社の購買活動は、様々な文化、法律、政治体制を持つ多くの国で展開されている。

- a - 場合によっては、ミシュランの購買基本原則が特定の国の法令と完全に一致しないことがある。適用される法規制とミシュラン購買基本原則との間に矛盾がある場合は、より厳しい要件が優先される。
- b - 同一の取引に適用される可能性のある法令が複数ある場合、すべての必須法令が、その地理的影響が及ぶ範囲で常に遵守されなければならない。

期待されること:

サプライヤーは、サプライチェーン内で上記の国際的基本原則を推進することが求められ、国連グローバル・コンパクトへの参加が奨励される。

2 - 基本原則

2.2 - 人の尊重

2.2.1 - 人権(就労環境を含む)

必須事項:

サプライヤーは、最低限、以下の事項を遵守しなければならない:

- ・ 世界人権宣言、国連グローバル・コンパクト、OECDガイドライン、及び国連ビジネス・人権ガイドラインなどの国際基準。
- ・ その国で施行されている雇用に関する法・規制・規定(報酬水準、労働時間、結社の自由など)。
- ・ 受け入れ可能な労働条件を通じた個人の尊厳。
- ・ 国際労働機関(ILO)の基本条約、特に児童労働、強制労働、結社の自由、団体交渉権、差別・ハラスメントに関する条約。
- ・ あらゆる形態の現代奴隷、強制労働、人身売買が厳密に禁止されており、サプライヤーは、児童労働、強制労働、紛争鉱物のフォーカス/注記に記載されている要件を遵守する必要がある。

期待されること:

サプライヤーは、厳格な法規制の適用にとどまらず、労働時間、休憩時間、家族が十分な生活水準を維持するために必要な生活賃金など、適切な労働環境に従業員に確保する。

+ フォーカス/注記 児童労働

児童労働:

18歳未満の雇用は禁止されている。15~18歳の者に対する例外としては、ILO条約138条及び182条並びに適用される国内法及び国際法の規定に従うことを条件に、労働期間が見習い期間の一部とされる場合であり、危険を伴う作業ではなく、学校教育に代わるものではなく、本人の発育及び健康を害しない限りにおいては可能である。

2 - 基本原則

2.2 - 人の尊重

2.2.1 - 人権(就労環境を含む)

+ フォーカス/注記 強制労働

強制労働:

強制労働とは、脅迫を受けたり脅威に晒される状況下で、あるいは債務、身分証明書の保持、従業員が理解できない契約書への署名など、より巧妙な手段を用いて、人々が労働に従事させられたり長時間拘束される状況を指す。サプライヤーは強制労働をさせたり、黙認してはならない。

サプライヤーは公正な採用活動を行わなければならない、特に従業員または志願者に直接または間接的な費用を自らの採用のために請求してはならない。

+ フォーカス/注記 紛争鉱物に関する

紛争鉱物に関する:

購買者は、紛争地域の武装集団に直接または間接的に資金援助や支援となる製品の購入をしないことを目的としている。これは、タンタル、スズ、タングステン、金、コバルトなどのいくつかの鉱物またはその誘導体に適用される。

購買者は、紛争地域や高リスク地域における責任を遵守した鉱物サプライチェーンのためのデューデリジェンスに関するOECDガイドを考慮し、米国のドッド・フランク・ウォールストリート改革・消費者保護法に準拠して、紛争鉱物の問題に取り組んでいる。購買者はこの米国法の対象外であるが、一部の顧客はこの米国法が課す透明性の義務を遵守しなければならない。

購買者は採掘を行っていないが、当社のサプライチェーンにある製品には鉱物が含まれている可能性がある。そのため、購買者はサプライヤーと協力して購買者の目標を達成することをコミットする。購買者は、そのような鉱物を含む可能性のある製品とそれに対応するサプライヤーを特定した後、それらのサプライヤーに対して、責任ある鉱物イニシアティブ(RMI)のフォームとリストを使用して、それらがどのようにして調達されているかについての情報を提供するように求めている。

購買者は、顧客から紛争鉱物報告書の提供を要求される場合があるので、疑問が持たれるサプライヤーは、以下の要件に準拠する必要がある。

- 購買者、または購買者承認のプラットフォーム(例: Assent)の要求に応じて、CMRT(紛争鉱物報告書テンプレート)および/またはCRT(コバルトレポートテンプレート)の最新の修正版(RMI(責任ある鉱物イニシアティブ)提供: <https://www.responsiblemineralsinitiative.org/>)を使用して必要な報告書を提供すること。
- (a) サプライヤーが(紛争のない製錬所と精製業者とのみ協力して)社会的責任のあるサプライチェーンから調達し、(b) これらの要件を独自のサプライチェーンに伝達する、ということを保証する方針とプロセスを持つか、実施していること。

2 - 基本原則

2.2 - 人の尊重

2.2.2 - 個人の健康と安全

健康と安全の質と範囲は、サプライヤー選定の重要な指標です。

必須事項:

- 製品、サービス、オペレーション、サイトの全てに関し、サプライヤーは、健康と安全に関する国内法の強弱に関わらず、適用される法規制、以下のケミカルおよび禁止物質に関するフォーカス/注記で規定された要件、その業態におけるベストプラクティスを厳密に遵守することにより、個人の健康と安全を保護する必要があります。
- サプライヤーは、そのサイトやオペレーションをする場所の近隣のコミュニティに与える健康と安全のリスクを定期的に評価する必要があります。
- サプライヤーが民間または公共の警備組織を雇用または依頼する場合、適切な選定、指示、監視を行い、必須の基本原則がすべて尊重され、雇用する警備組織が、拷問、傷害の危険性、差別を禁じていることを確認します。
- 時的であれ恒常的であれ、購買者のサイトで働くサプライヤーは以下のことが必須である：
 - ・ サイトに適用される内部規制に従って、サイトへのアクセス承認を事前に受けること。
 - ・ すべてのサプライヤーの担当者がそのサイトで定められている安全、健康、衛生の規則に確実に準拠するために、必要なすべての対策を定め、実践すること。サプライヤーはその従業員に対し、常に注意し、そのサイトルールを遵守した行動を継続的に身につけさせる必要があります。
 - ・ 購買者の基準に従って、現場作業を行う前に予防措置を策定すること。
 - ・ 新種のケミカルを使用する際には事前に購買者に通知し、その特性、リスク、予防措置を詳述した必要な文書を提供すること。
 - ・ 異常がある際には、サプライヤーが働いている購買者サイトのサイトマネージャーまたは指定された安全担当者に報告するか、それらの担当者が不在の場合はサプライヤーの購買者連絡先に報告すること。

期待されること:

サプライヤーは、過去事例から学び、継続的な改善をサポートするように制定された安全衛生マネジメントシステムを実践すること。このシステムは、適切なポリシー、指示、ガイド、情報、意識向上キャンペーン、改善計画、および適切な指標（事故率、リスク状況の報告と管理、安全衛生問題の改善に関する提案の数など）などに基づくことが要求され、ISO 45001認証が推奨される。

サプライヤーは、REACH規則またはその他の適用される法規制の対象物質リストの監視を定期的に行うためのプロセスを導入し、そのような物質の代替物質の特定と検証に積極的に取り組むこと。

+ フォーカス/注記 ケミカルおよび禁止物質

ケミカルおよび禁止物質:

世界中で、ミシュラングループは、グループのサイトで使用される、またはグループが販売する可能性のある製品に含まれる可能性のある、化学物質や材料の安全性に関して特に注意を払っています。購買者に提供される製品（およびその包装）には、混合物、物体、または成形品において、適用される法規制または購買者指定の仕様において禁止されている、いかなる禁止物質も含まないものとします。前述を制限することなく、アスベストの使用は厳密に禁じられており、またアスベストを含む製品を、商品、サービス、またはその他の材料に使用し、ミシュランに提供する、またはミシュランのサイトに運搬することは厳密に禁止されています。また、サプライヤーは、本基本原則の第2章第3節に詳述されている、欧州REACH規則の要件を遵守する必要があります。

2 – 基本原則

2.2 – 人の尊重

2.2.2 – 個人の健康と安全

健康と安全の質と範囲は、サプライヤー選定の重要な指標です。

2.2 – 人の尊重

2.2.3 – コミュニティー

ミシュラングループは世界中の国々で、事業を取り巻く社会や地域社会とシームレスに一体化したいと考えています。ゆえに購買者は、国際的なサプライヤーだけでなく、ミシュランの高い基準を満たす地元のサプライヤーや包括的サプライヤー（たとえば、保護され適応された労働部門のサプライヤー、雇用復帰を促進するサプライヤー、マイノリティに属するサプライヤーなど）からも調達することを目指しています。

期待されること：

すべてのサプライヤーは、事業を行っている地域や地域周辺の経済的、社会的発展に参加する必要があります。

2 - 基本原則

2.3 - 環境保全

ミシュラングループは環境保全を最重要視しています。
サプライヤーも同様に、そのオペレーションに環境保全を考慮に入れなければなりません。

必須事項：

購買者の要求に応じて、サプライヤーは、特定のサイトやプロジェクトにおいてミシュラングループの規格や基準に準拠するものとします。これは、適用される法規制以上の基準であっても準拠しなければなりません。サプライヤーは、要求に応じて、購買者に提供する製品やサービスの環境的責任や社会的責任、もしくはその他のCSR/ESGの影響を判断するため、または政府機関、規制当局もしくは顧客、投資家、協会などの購買者の利害関係者の期待や要求に応えるため、必要とされる情報を購買者に提供する必要があります。こうした情報は、CO2排出量、植物検疫製品の使用、認証、構成部品のトレーサビリティなど、こうした要求に応える目的で、また、法的要件に準拠する目的で、開示できる情報が対象となります。

サプライヤーはまた、該当するあらゆる状況下で化学物質等安全データシートを提供し、購買者による要求に応じて、製品に使用される物質について情報開示を行うことに同意します。製品に使用される物質に変更がある場合は、事前に購買者に通知し、承認を得る必要があります。

期待されること：

購買者はサプライヤーに以下のことを期待しています。

- 環境管理システムを実施し、その活動が環境に及ぼす潜在的な影響を測定し、削減すること。
- 製品のライフサイクル全体を通じて、廃棄物、有毒/危険物質、包装資材の削減および管理をすること。
- 輸送時およびサプライチェーン上流も含め、温室効果ガスの測定、公開、削減を行うこと。
- 節水、自然資源の保護、生態系と大気質の保護、生物多様性の維持に努める。
- 環境への影響が少ない高品質の製品やサービスを開発すること。
- 購買者が実践するライフサイクル分析の枠組みの中で、ミシュラングループと協働すること。

2 - 基本原則

2.3 - 環境保全

ミシュランは環境保全を最重要視しています。サプライヤーも同様に、そのオペレーションに環境保全を考慮に入れなければなりません。

+ フォーカス/注記 ライフサイクルと循環型経済



ライフサイクルと循環型経済:

原材料がますます不足し、気候変動との戦いが続いている世界では、循環型経済のアプローチを導入することにより、製品とサービスのライフサイクル全体にわたる天然資源（エネルギー、材料、水など）への影響を減らすことができます。

当社のアプローチは、製品とサービスのライフサイクル全体にわたって4つのレバーを同時にアクティブにし、それによってソリューションの組み合わせを提供し、リソースがより賢く使用されるようにすることです。

以下がミシュラングループの4R戦略です

削減 - 原材料の使用を減らすための修理と再利用、そしてタイヤの場合は、必要に応じてリグルーヴしたりリトレッドしたりします。

再利用 - 原材料の使用を減らすための修理と再利用、そしてタイヤの場合は、リグルーヴしたりリトレッドしたりします。

リサイクル - 回収および再生プロジェクト、リサイクルされた原料を使用します。

再生 - 使用する再生可能材料の割合を増やします。

+ フォーカス/注記 EU REACH

ミシュラングループは、グループポリシーとして、REACH規則の要件を採用しています。したがって、すべてのサプライヤーは、製品が提供される場所にかかわらず、要件を遵守することが求められます。製品がREACH規則で定義されている「成形品」について、各成形品に重量比0.1%を超える高懸念物質（SVHC）が、製品またはその包装に使用されている場合、認可対象の候補となる高懸念物質（SVHC）リストに該当することから、速やかに購買者に通知するものとします。該当製品をEU市場に提供する場合、サプライヤーは、SVHC証明書を購買者に提供するものとします。

+ フォーカス/注記 森林破壊防止規則 (EUDR)

本文書で取り上げられた持続可能な天然ゴムポリシーに加え、サプライヤーは、一般的に、EU市場に提供される、もしくはEU市場から輸出されるすべての製品、またはEU市場において購買者の製品に使用される可能性のあるすべての製品について、EU森林破壊防止規則 (EUDR) に準拠しなければなりません。従って、対象のサプライヤーは、購買者がデューデリジェンスを実施できるよう、購買者の最初の要求に応じて、以下などのすべての情報を提供するものとします。

- サプライヤーの名前と連絡先情報、およびサプライヤーが供給品を調達した取引先の名前と連絡先情報
- 製品の製造国
- 製品の構成材料が栽培された区画の地理的位置情報
- 製品または製品の構成要素が生産された日または期間
- 該当区画を使用できる権利を示す文書（その区画の住民についての情報を把握し、話し合いや潜在的な苦情を考慮する）
- 製造が製造国の法令に準拠していることを示す文書（例：税務署類、公的機関による公的文書、契約上の合意書、判決、影響分析、監査結果など）
- 製品が「森林破壊フリー」であることを示す証明書
- 製品が、製造国の該当する法令および該当する区画を使用できる権利を付与する契約に準拠して、製造されていることを示す証明書

サプライヤーは、EUDR、または購買者によるその他の法的要件に準拠する目的でこのような情報を開示することに同意します。サプライヤーが要求された情報を提供できない、または一部の情報のみもしくは誤情報を提供した場合、購買者は、自身の権利と利益を保護するためにあらゆる措置を講じる権利を留保します。購買者は、これらによって生じた損害に対する賠償を請求し、サプライヤーに違反を理由に購買契約を終了できる権利を留保します。

事業倫理

- 3.1 誠実
- 3.2 競争と公正な行動
- 3.3 輸出入制限
- 3.4 汚職と斡旋収賄
- 3.5 利益相反
- 3.6 不正と財務倫理
- 3.7 贈答品と接待
- 3.8 守秘義務
- 3.9 知的財産(IP)の保護
- 3.10 個人データ
- 3.11 サプライヤーの従業員
- 3.12 行動規範
- 3.13 倫理ホットライン

ミシュラングループは、法令の遵守だけでなく、ビジネスを行う際の倫理と誠実さ（「事業倫理」）を最重要視しています。サプライヤーはまた、誠実に事業運営を行い、企業倫理、特に以下の原則を遵守する必要があります。

3 – 事業倫理

3.1 – 誠実

必須事項:

全てのサプライヤーは誠実に交渉及び契約履行しなければならない。

3.2 – 競争と公正な行動

必須事項:

サプライヤーは、自由で公正な競争を保証し、自社の競合他社とその顧客に関して公正な商慣行を実施します。サプライヤー側で反競争的慣行が発生した場合、購買者は、被った損害の補償を受けるために必要かつ適切な措置を講じる権利を留保します。さらに、サプライヤーは、購買者を支配する立場にある場合に地位乱用的な行動をとったり、取引に重大な不均衡をもたらす不当な報酬を要求したりしないことを約束します。

期待されること:

サプライヤーは独占禁止法遵守プログラムを導入、維持すること。

3 – 事業倫理

3.3 – 輸出入制限

必須事項:

サプライヤーは、「ミシュラングループルール: 輸出入制限」文書を遵守するものとします。
輸出入制限という用語は、あらゆる製品やサービスに適用される、(i) 輸出入および経済制裁 (禁輸措置および制裁対象のリストを含む)、(ii) 輸出規制 (軍事商品または二重用途商品規制) に関連法および規制を指します。
ミシュラングループルールへのリンク:
[こちら](#)

期待されること:

サプライヤーは輸出入制限遵守プログラムを導入、維持すること。

3 - 事業倫理

3.4 - 汚職と斡旋収賄

必須事項:

サプライヤーによる汚職と斡旋収賄ポリシーの侵害は一切許容されません。
特にサプライヤーは、(1)意図的に提供、約束、供与すること、(2)公務員、または第三者の専門的関係者に対して、その活動やその他の取得または保持を目的として、職務の遂行を不当に有利にするための、金銭的またはそれ以外の性質を問わず、直接または仲介者を通じて間接の不当な利益を提供、約束、供与してはならない。

期待されること:

サプライヤーは、その特定の状況において適切に、腐敗、贈収賄、不当な影響力の獲得を検出できる、腐敗防止コンプライアンスプログラムを導入、維持すること。

3 – 事業倫理

3.5 – 利益相反

必須事項:

サプライヤーは、利益相反と見なされる可能性のある行いへの参加を拒否する必要があります。サプライヤーは、現在と将来の取引の関連性の中で、グループの従業員との間に存在する可能性のある利益相反の状況を、購買者に表明する必要があります。

期待されること:

サプライヤーは利益相反を認識し、管理するルールを導入、維持すること。

3 - 事業倫理

3.6 - 不正と財務倫理

必須事項:

サプライヤーは、疑わしいものも含み、不正を全く許容しないポリシーを適用するものとします。特にサプライヤーは、(1)故意であろうと過失であろうと、不正な目的、職務、効果を伴う組織やスキームの設立、設立の許可、参加を、そして(2)試行も共謀もしてはなりません。サプライヤーは、ミシュラングループが提供する倫理ホットラインを利用するなどの適切な手段により、サプライヤーが認識している不正、不正疑い、不正未遂について購買者に通知しなければなりません。

サプライヤーは、購買および供給の関係に関連した、正確かつ完全な財務記録を維持するものとします。また、サプライヤーは、正確かつ完全な財務記録を提供し、インサイダー取引や腐敗行為といった、非倫理的な慣行を防止するための方針や手順を導入します。

期待されること:

サプライヤーは、特定の状況に対して適切に不正を検出、防止、対処できる不正防止プログラム(内部および外部の両方の不正に対処する)を導入、維持すること。

3 – 事業倫理

3.7 – 贈答品と接待

必須事項:

贈答品と接待に関して、サプライヤーは、適用される法律および規制に準拠しない慣行を控える必要があります。サプライヤーはまた、購買担当者に直接的または間接的に利益をもたらすこと、または購買担当者の判断に影響を与えようとする、または不当な利益を得ることを目的とした慣行を控えなければなりません。特に、贈答品や接待は、次の基準を満たす必要があります: 該当する地域の法律や規制の基に認められ、受益者から接待されてはならず、過度の対価または利益を獲得することを意図してはならず、決定に影響を与えることを意図してはならず、戦略的意思決定と一致させてはならず、受益者は現在と将来の購買者の利益に影響を与える決定を下す際に裁量権を行使せず、事業部門で1回限りであり、社内外に公開されても問題を引き起こさず、厳密にプロフェッショナルな性質であり、リストに記録される必要があります。

例として:

入札プロセスの最中に、サプライヤーが購買担当者にコンタクトし、選択プロセスの担当者の判断に影響を与える可能性のある贈答品や接待を提供することは禁じられています。取引関係の契約期間中に、サプライヤーが購買担当者やその親族にコンタクトし、高級レストランでの食事に招待することは禁じられています。サプライヤーが購買担当者にコンタクトし、金銭や商品券のような贈答品を提供することは禁じられています。

しかしながら、リーズナブルな価値の、サプライヤーのロゴや広告を使用した企業向けギフト(例: バックパック、ジムバッグ、コンピューターケース)などの贈答品は認められています。

期待されること:

購買者はサプライヤーに、贈答品を授受する際のルールを定めた、贈答品と接待のポリシーを保有することを期待する。

3 – 事業倫理

3.8 – 守秘義務

必須事項:

事業機密の保護に関する法的義務に加えて、サプライヤーは、入札への参加時を含め、購買者から提供された情報の機密保持のみならず、製品やサービスに関する機密保持も遵守する必要があります。サプライヤーは、購買者への製品とサービスの供給に関連して合意された目的以外のことに、購買者の機密情報を使用してはならない。

期待されること:

サプライヤーは、購買者を含む顧客に対する守秘義務違反を防止するための措置を定めたプログラムを導入し、維持すること。

3 – 事業倫理

3.9 – 知的財産(IP)の保護

必須事項:

一般的な知的財産(IP)の権利に関する法律および規制の遵守に加えて:

- サプライヤーは、購買者の知的財産権を侵害する(または侵害しようとする)行為をしてはならない。
- サプライヤーは、第三者の知的財産権を侵害する製品やサービスをミシュランに故意に提供したり、購買者の為に利用してはならない。
- サプライヤーは、偽造の材料や製品を組み込んだり、使用したりするのを防ぎ、偽造の製品が確認された場合はこれを特定して報告し、隔離するための効果的な方法や手順を開発・導入し、維持しなければならない。
- サプライヤーが購買者の活動に影響を与える可能性のある、特定の知的財産権の侵害を主張する第三者からの請求を受けた場合、サプライヤーは購買者の業務継続性を危険にさらさないよう、購買者が必要な手配を行えるように迅速に通知し、協力しなければならない。

期待されること:

購買者は、サプライヤーが、第三者が保有するIPポリシーの検証と準拠を含んだ、製品やサービスの開発に適用可能なルールを確立するプロセスを持っていることを期待しています。

3 – 事業倫理

3.10 – 個人データ

必須事項:

個人情報保護に関する法律および規制の遵守に加えて、サプライヤーは、購買者の代理で個人情報を処理する際に、サプライヤーは個人情報の取り扱いに組織的そして技術的な対策を講じ、購買者の指示にのみ基づいて行動し、合意したサービス提供のためにのみ情報を処理することを保証するものとします。購買者に対し、個人情報を取り扱う作業の説明(何を、なぜ、誰が、どこで)を透明性を持って行い、購買者が法を遵守することの支援とします。その義務の遂行と購買者と同等の個人情報保護を保証することのできる、購買者に承認された下請け業者のみを使用すること。

期待されること:

購買者は個人情報保護に取り組んでおり、対象国にて適用されるプライバシー保護法と規制範囲以上の、一般データ保護規則(GDPR)の原則への準拠を促進しています。ゆえに購買者は、すべてのサプライヤーが同様であることを期待しています。

3 – 事業倫理

3.11 – サプライヤーの従業員

必須事項:

従業員の雇用に関連する法規制の遵守の一環として、サプライヤーは「ミシュラングループの人事に関する文書」を遵守するものとします。
[こちら](#)

3.12 – 行動規範

期待されること:

サプライヤーは、法令やここまで述べてきたことがらを遵守することに加えて、コミュニケーション、研修、倫理ガイドライン、内部統制、懲戒処分などのそれぞれに関する自社の行動規範を定義し、誠実性の文化を促進し、検知、防止、監視措置を実施することが期待されます。

3.13 – 倫理ホットライン

倫理ホットラインは、ミシュラングループの従業員だけでなく、サプライヤーの従業員も利用することができます。このホットラインは、適用される法律や規制、ミシュラングループの倫理規定や腐敗防止行動規範への違反の可能性を報告するために使用できます。必要に応じて、全ての人が匿名で通報できます。

通報は[こちらのオンライン](#)システムを利用して下さい

(電話で通報することもできます- 上記のリンクから各国の連絡先電話番号を参照してください)

グループ内部通報手順も参照してください。すべての従業員および外部パートナー向けのものであり、ミシュラングループが倫理に関する通報をどのように収集・処理しているかについて説明しています。この手順は、www.michelin.comのWebサイトから確認できます。Webページはこちら: [Our purpose and our values engage us](#) (私たちの目的と価値観が私たちの意識を高める) | Michelin



参照書類:
ミシュラン倫理規定
腐敗防止行動規範



協働

4.1 サプライヤー選定の前に

4.2 品質と安全

4.2.1 品質ポリシー

4.2.2 情報セキュリティ

4.3 持続可能な形で共に前進する

4.3.1 サプライヤーのCSR評価

4.3.2 サプライヤーとの関係の管理

4.4 調停

4 - 協働

4.1 - サプライヤー選定の前に

ミシュラングループは、予め定められたプロセスに従って、取引、技術、品質、数量、納期、持続可能性などにおいて購買者のニーズを満たすことのできるサプライヤーを、潜在能力と実力面で評価します。
最終選考に残ったサプライヤーは、以下の事項に同意する必要があります：

必須事項：

送付される事前評価質問票に回答を記入すること。

必須事項：

このミシュラン購買基本原則に準拠すること。これには、文中にて参照または引用されている必須事項を記した文書も含まれます。

必須事項：

サプライヤーの製造プロセス、品質システム、下請け業者、組織などの変更があり、それが購買者に影響を与える可能性がある場合、特にサプライヤーが提供する製品やサービスの性能に影響を与える可能性がある場合は、購買者に通知する必要があります。

サプライヤーが原材料を供給している場合

必須事項：

ISO 9001 認証を取得

期待されること：

ISO 14001、ISO 9001、IATF 16949の認証を受けていることは、すべてのサプライヤーにとって有利なこととなります。

例として、この段階では以下のことが実施されます：

- ・ 購買者が、サプライヤーの経営状況、品質に対するアプローチ、当社の仕様を満たすための工業的キャパシティと能力、持続可能な開発へのコミットメントとアプローチを評価できるようにする事前アンケート。
- ・ 1カ所または複数カ所の、サプライヤー事業所の訪問または監査。
- ・ ミシュラングループ事業所での試用。
- ・ その他。

4 – 協働

4.2 – 品質と安全

4.2.1 – 品質ポリシー

私たちのコミットメント

「人と物のモビリティを改善するというミシュランの取り組みは、品質と安全性の観点から私たちに非常に高い要求を課しています」。



購買者がその製品とサービスの品質を維持するためには、購買者が購入する製品とサービスがベスト品質であることが不可欠です。すべてのサプライヤーは、提供される製品とサービスが、どこから来てどこへ行くかに関係なく、契約上合意された要件に準拠していることを保証しなければなりません。

共にコスト管理にも常に注力しながら、そのレベルの品質を達成しそれを保証するために、必要な手段を講じる必要があります。

購買者とそのサプライヤーは、その方向に向けて前進するために協力しなければなりません。

サプライヤー品質保証プロセスでは、ミシュラングループが品質ポリシーのガイドラインをサプライヤーとの関係において適用し、購入する製品とサービスの品質を管理する方法について詳しく説明しています。

すべてのサプライヤーが遵守すべきこのプロセスについて詳しくは、ミシュラン購買Webサイトから入手可能な、以下の文書を参照してください。

4 – 協働

4.2 – 品質と安全

4.2.2 – 情報セキュリティ

当社は、法規制を遵守することだけでなく、情報システムとデータ(処理を担当する第三者機関におけるデータも含む)を保護することも最重要視しています。以下の要件および期待は、一次サービスや二次サービスとして、以下のサービスを購買者に提供するサプライヤーに適用されます。(1) 情報技術システムを使用したデータの処理、データのアクセス、作成、収集、取得、コンパイル、集約、生成、抽出、およびアーカイブを含むがそれらに限定されず、広範囲な意味で行われる処理全般。(2) 情報技術(またはデジタルもしくは同等の)ソリューションの開発、統合、ホスティング、維持。

必須事項:

サプライヤーは、急速に変化する脅威や新たに特定された脆弱性に対応するために、最先端の組織的な技術的保護手段を展開し、継続的なアップデートをする必要があります。サプライヤーは適切なタイミングで、購買者に次のことを迅速に通知するものとします: (i) 確認された情報セキュリティインシデント (ii) データの場所、下請け業務、購買者が講じる保護手段の適用を変更するとき。これにより、購買者は適切な措置を講じることができます。サプライヤーは、契約満了か中途解約かを問わず、契約が終了した場合に、データの可逆性を許可する、および/または削除措置を取る必要があります。サプライヤーは、購買者情報システムを使用する場合、ユーザー憲章および該当するセキュリティポリシーにも準拠する必要があります。購買者は、セキュリティ上の目的から、または不正使用を理由に、情報システムへのアクセスを停止または終了する権利を留保します。

期待されること:

サプライヤーはさらに、以下のことが期待されます: 情報セキュリティポリシーを作成・発行し、逐次更新する。情報セキュリティポリシーの監査の結果それに準拠していること、ないし外部監査を委託しその結果を定期的に公開します。必要に応じて購買者が、直接または間接的な脆弱性調査や侵入テストを実行することを許可し、その結果を購買者に継続的に通知します。サービスの一時停止、脆弱性、セキュリティインシデントに迅速な対処を約束する。セキュリティインシデントを処理するための適切なレベルのサポートと情報共有を保証する。ISO 27001などの認定資格を常に最新の状態に更新し、新たに取得した認証があればそれを報告する。

4 – 協働

4.3 – 持続可能な形で共に前進する

当社は日々の業務において、当社の品質、信頼性、コストの要件を満たし、人々を尊重し、環境を保護しながら継続的な改善に取り組むサプライヤーと協力することを目指しています。

4.3.1 – サプライヤーのCSR評価

ミシュラングループは、責任ある購買に関する総合的なパフォーマンスを厳格にモニタリングし、管理し、その結果であるCSRインジケータを開示します。

必須事項:

サプライヤーは、CSR評価の実施と必要な是正措置計画の実施を要求される場合、それらを実施するものとします。さらに、サプライヤーは購買者から直接、または購買者が指定したサービスプロバイダーに立ち入りでの監査の実施を認めるものとします。

期待されること:

サプライヤーは、CSRのパフォーマンスに関連する数的目標を設定し、その分野の改善計画を作成することが推奨される。

+ フォーカス/注記 サプライヤー評価 サプライヤー評価

サプライヤー評価 サプライヤー評価:

当社のアプローチ: 2012年以来、当社は主要サプライヤーのCSRパフォーマンスを評価してきました。当社は、品質監査に加えて、格付会社の援助のもと、これらのサプライヤーのCSR達成レベルも測定しています。この評価は、サプライヤーがオンラインアンケートに記入する形式を取ります。

それによる環境、社会、倫理の分野における強みと改善点の分析は、注意義務、腐敗防止やあっせん収賄防止の遵守を含むがそれらに限定されず、必要に応じて、行動計画の作成や、重要度に応じて、対象を限定した立ち入り監査を含みます。

4 - 協働

4.3 - 持続可能な形で共に前進する

4.3.2 - サプライヤーとの関係の管理

当社は、サプライヤーとの間の、サプライヤー関係管理(SRM)アプローチに積極的に取り組んでいます。



積極的で透明性があり質の高いコラボレーションに基づき、ここでの目的は、双方に価値をもたらす、競争力と責任のある関係を構築するために協力することです。
この目的を達成するために、双方の関係を可能な限り効率的に管理するために、サプライヤーは4つのカテゴリーに分けられます。

- カテゴリー1: 革新的かつ協働プロジェクトに基づく、真の戦略的関係を確立する。
- カテゴリー2: 双方に利益をもたらす競争上の優位性のためにビジネス関係を発展させる。
- カテゴリー3: 継続的な改善に基づいて現在の関係を最適化する。
- カテゴリー4: 合意されたコミットメントに沿って取引関係を構築します。

4 – 協働

4.4 – 調停



サプライヤーが初期の話し合いの後に購買者から満足のいく回答を得られなかった場合、協力的なプロセスのもとで問題を迅速に解決するために、サプライヤーと顧客関係の調停人に助けを求めることがあります。

調停人は、サプライヤーが購買者と共同契約する通常のコンタクト先（入札を担当する購買エージェント、支払いセンター、契約マネージャーなど）との間で問題の解決を試みた後にのみ関与します。調停人は、この購買基本原則に沿わないニーズは考慮しません。調停プロセスを開始するには、サプライヤー
「」セクションを使用して調停ファイルを送信する必要があります。

内部調停人によっても解決策が見いだせない場合は、双方は通常の外部調停人のサービスを使用することに合意するものとします。

天然ゴムに対する基本原則の適用



天然ゴムサプライヤーの特殊事例:

天然ゴムは環境や社会に大きな影響を与えます。故にそれ専用アプローチが必要です。すべての関係者、特に環境と人権の保全を専門とするNGOと共同で作成された、本文書に附属の持続可能な天然ゴム (SNR) ポリシーは、オフテイクタイヤのサプライヤーなど、天然ゴム、ゴム製品もしくはゴム部品のすべてのサプライヤーに求められる契約上の要件です。

結論

ミシュラン購買基本原則の遵守は、ミシュラングループ企業と世界中のサプライヤーとの間の基本的な信頼関係の基礎を形成します。
グループのSRMアプローチによってサポートされているこの関係は、ミシュラングループの組織とそのサプライヤーの価値創造の原動力です。

備考：ミシュランの購買基本原則は定期的に更新されており、現在、19か国語版をオンラインで入手できます：

<https://purchasing.michelin.com/en/purchasing-principles/>

定義 / 用語

本文書において使用されている用語の定義のいくつかを以下に説明します。

共同支配（およびその派生概念）

2つの法人が共同支配下にあるとは、
1つの法人が両方を支配している場合を指します。

E.g.又はe.g.

“example”(「例」)の略語。“e.g.”、“example”または他の同様に例示的な用語が使用される場合、その後に続く情報は例として与えられるものであり、いかなる場合でも制限的な意味で使用されるものではない。

管理（およびそのデリバティブ）

法人は、直接的または間接的に別の法人を管理していると見なされます。
・ 個々の事業所の総会で決議を行う（保有する資本または議決権による）
・ またはその事業所の取締役の過半数を任命または解除する権限があります。

グループまたはミシュラングループ

Compagnie Générale des Etablissements Michelinの管理下にある全ての法人。

CSR

企業の社会的責任。

法規制

法律、政令、規制、規則、基準、慣習、国際条約、および購買者が遵守することを約束した主要な国際原則（本書で指定）を問わず、各個人が遵守すべきルール。

注意義務

(i) 会社の活動そのものに起因するか、会社が管理する活動に起因する活動、または(ii) 既に関与関係にある下請け会社やサプライヤーの活動がもたらす、人権および基本的自由、健康と安全、環境に対する注意義務に関して、親となる会社および中心となる下請け会社に適用される、法令で定義されている義務。

購買者の従業員

購買者で働くすべての人。これには、フルタイムまたはパートタイムの従業員、臨時従業員、研修生、マネージャー、管理者、執行役員、または委任契約に基づくかどうかにかかわらず、購買者に代わって契約上行動する第三者が含まれます。

定義 / 用語

本文書において使用されている用語の定義のいくつかを以下に説明します。

製品

有形資産の全部または一部：機器、構成部品、材料（原材料を含む）。

サービス

物理的または知的サービス、無形資産の全部または一部。

サプライヤー

購買者に対し製品やサービスを提供するか、供給意向のある法人で、ミシュラン購買基本原則に明示されない場合は、それらの製品またはサービスのサプライチェーンやサプライヤーの従業員を含む。

サプライヤーの従業員

雇用契約、サービス契約、またはその他の方法を問わず、サプライヤーのために職務を提供する人。フルタイムまたはパートタイムの従業員、臨時従業員、研修生、共同請負業者、コンサルタント、エージェント、マネージャー、管理者、執行役員の全てを含む。

サプライチェーン

製品やサービスのすべてまたは一部を購買者に供給する、サプライヤーと、内部・外部を問わずその下請け業者、管理組織・サプライヤーやその下請け業者を含む、法人全体。



MICHELIN - PURCHASING GROUP DEPARTMENT

MICHELIN - PURCHASING GROUP DEPARTMENT (購買グループ部)

23, place des Carmes-Déchaux — 63040 Clermont-Ferrand Cedex 9 — France - www.michelin.com -
デザインと制作: All Contents - 24110303 - 作成者: Michelin - 社外秘: / - 公開: 06/2025 - リテンション: WA+3
本文書の印刷版は管理対象外です。